

## 令和2年国勢調査の概要

### 1 調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口・世帯の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、令和2年国勢調査はその21回目に当たります。

### 2 調査の時期

令和2年国勢調査は、令和2年10月1日午前零時(以下「調査時」という。)現在によって行いました。

### 3 調査の法的根拠

令和2年国勢調査は、統計法(平成19年法律第53号)第5条第2項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行いました。

- (1) 国勢調査令(昭和55年政令第98号)
- (2) 国勢調査施行規則(昭和55年総理府令第21号)
- (3) 国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令(昭和59年総理府令第24号)

### 4 調査の対象

令和2年国勢調査は、調査時において、以下(1)、(2)を除く、本邦内に常住しているすべての者について行いました。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。)及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

ここでいう「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査しました。

### 5 調査事項

令和2年国勢調査では、次に掲げる事項について調査しました。

(世帯員に関する事項)

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 現在の住居における居住期間
- (8) 5年前の住居の所在地
- (9) 在学、卒業等教育の状況
- (10) 就業状態

- (11) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (12) 仕事の種類
- (13) 従業上の地位
- (14) 従業地又は通学地
- (15) 従業地又は通学地までの利用交通手段

(世帯に関する事項)

- (1) 世帯の種類
- (2) 世帯員の数
- (3) 住居の種類
- (4) 住宅の建て方

## 6 調査の流れ

令和2年国勢調査は、総務省統計局—都道府県—市区町村—国勢調査指導員—国勢調査員—世帯の流れにより行いました。

## 7 調査の方法

国勢調査員又は調査員事務を受託した事業者（以下「調査員等」という。）が世帯を訪問し、「インターネット回答利用ガイド」、「調査票（紙）」、「調査票の記入のしかた」及び「郵送提出用封筒」の4点の調査書類を封筒に入れて配布した上で、インターネット、郵送、調査員等への提出のいずれかを選択する方法により調査の回答を得ました。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、調査員等が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目を、その近隣の者に質問することにより調査しました。